

巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示

(昭和四十八年五月十六日)

(海上保安庁告示第百九号)

改正	昭和四九年	四月	五日	海上保安庁告示第	八〇号
	同	五〇年	七月一八日	同	第一二七号
	同	五〇年	一〇月一三日	同	第一六六号
	同	五一年	一月三〇日	同	第二三号
	同	五二年	二月一八日	同	第二六号
	同	五二年	七月一三日	同	第八一号
	同	五五年	八月一九日	同	第一二三号
	同	五八年	二月二日	同	第二九号
	同	五九年	五月二三日	同	第一三〇号
	同	六〇年	三月二九日	同	第六五号
	同	六二年	二月九日	同	第一三号
	同	六二年	五月二一日	同	第三九号
平成	元年	八月	八日	同	第八四号
	同	元年	九月一九日	同	第一四七号
	同	五年	四月一五日	同	第四二号
	同	五年	一〇月二九日	同	第一一六号
	同	六年	三月一七日	同	第二九号
	同	六年	六月二四日	同	第七五号
	同	九年	九月二四日	同	第一一七号
	同	一一年	一月二九日	同	第六号
	同	一五年	三月二四日	同	第八五号
	同	一五年	四月一日	同	第九〇号
	同	一六年	四月一日	同	第一〇二号
	同	一七年	二月一八日	同	第五九号
	同	一八年	一二月二一日	同	第三三二号
	同	二一年	六月一〇日	同	第一七〇号
	同	二二年	五月三一日	同	第一四八号
	同	三〇年	一月四日	同	第三号

海上交通安全法施行規則(昭和四十八年運輸省令第九号)第十四条第五項の規定に基づき、巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示を次のとおり定め、昭和四十八年七月一日から施行する。

巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)及び海上交通安全法施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。
(最初の通報の方法)

第二条 規則第十四条第一項及び第二項の規定による通報(通報した事項に関する変更に係る通報を除く。)は、日本語(日本語を用いることができない場合は、英語(第六号に掲げる方法により通報を行う場合を除く。))を用いて次の各号のいずれかに掲げる方法(第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる方法は、海上保安庁から巨大船等の船長への連絡を当該巨大船等の船長に伝達する者(以下「伝達者」という。)を選定できる場合に限る。)により行うものとする。

- 一 無線通信により、航行しようとする航路ごとに別表第一に掲げる海上保安庁所属の海岸局をそれぞれ同表の聴守周波数の欄に掲げる周波数を使用して呼出し、これと連絡すること。ただし、当該海岸局と連絡することが困難なときは、当該海岸局以外の別表第一に掲げる海上保安庁所属の海岸局及び別表第二に掲げる海上保安庁所属の海岸局のいずれかをそれぞれこれらの表の聴守周波数の欄に掲げる周波数を使用して呼出し、これと連絡することができる。
- 二 別記様式による書面を管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署若しくは海上交通センターに持参し、又は航行しようとする航路ごとに規則第十四条第四項各号に掲げる海上保安庁の事務所に郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第二項に規定する信書便をいう。以下この号において同じ。)により提出すること。この場合において郵便又は信書便によるときは、郵便物又は信書便物(同法第二条第三項に規定する信書便物をいう。)の表面に「[航路通報]」と朱記すること。
- 三 電報により、航行しようとする航路ごとに規則第十四条第四項各号に掲げる海上保安庁の事務所と連絡すること。
- 四 電話(第一号の無線通信に該当するものを除く。)により、航行しようとする航路ごとに規則第十四条第四項各号に掲げる海上保安庁の事務所と連絡すること。

五 別記様式による書面をファクシミリにより、航行しようとする航路ごとに規則第十四条第四項各号に掲げる海上保安庁の事務所に伝送すること。

六 電子情報処理組織(海上交通センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と航路通報を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により、航行しようとする航路ごとに規則第十四条第四項各号に掲げる海上保安庁の事務所と連絡すること。

2 前項各号(第二号、第五号及び第六号を除く。)に掲げる方法により通報を行うときは、「コウロツウホウ」又は「コツホ」(英語を用いて通報を行う場合にあつては、「NOTIFICATION」)を前置し、次に掲げる事項を順次送信するものとする。ただし、巨大船以外の船舶の船長は第四号に、危険物積載船以外の船舶の船長は第五号に、物件えい航船等以外の船舶の船長は第六号及び第七号に、仕向港の定まつていない船舶の船長は第八号に、船舶局を有しない船舶の船長は第十二号に、船舶局を有する船舶の船長は第十三号に掲げる事項についてそれぞれ「ナシ」(英語を用いて通報を行う場合にあつては、「NOT APPLICABLE」又は「NA」)を送信するものとする。

一 航行しようとする航路ごとに別表第三に掲げる通報の名あての略語(二以上の航路を連続して航行しようとするときは、航行しようとする航路の順序に従つて送信するものとする。第九号から第十一号までにおいて同じ。) 冒頭に「(1)」を冠する。

二 船舶の名称及び総トン数 冒頭に「(2)」を冠する。

三 船舶の長さ(メートルによるものとする。) 冒頭に「(3)」を冠する。

四 最大喫水(メートルによるものとし、小数点以下二けたまで送信するものとする。) 冒頭に「(4)」を冠する。

五 積載している危険物の種類及び種類ごとの数量(規則第十一条第三項の船舶にあつては「0」を送信するものとし、数量はトンによるものとする。) 冒頭に「(5)」を冠する。

六 引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離(メートルによるものとする。) 冒頭に「(6)」を冠する。

七 引き、又は押す物件の概要 冒頭に「(7)」を冠する。

八 仕向港 冒頭に「(8)」を冠する。

九 航行しようとする航路の区間(航路の名称は、別表第三に掲げる略語によるものとし、全区間を航行しようとする場合は、航路の名称のみを送信すれば足りる。) 冒頭に「(9)」を冠する。

十 航路外から航路に入ろうとする日及び時刻(時刻は、二十四時制によるものとする。次号において同じ。) 冒頭に「(10)」を冠する。

十一 航路から航路外に出ようとする日及び時刻(一の航路から出てこれと接続する他の航路へ入ることとなる場合は、当該一の航路から出ようとする日及び時刻は送信することを要しない。) 冒頭に「(11)」を冠する。

十二 船舶局の呼出符号又は呼出名称 冒頭に「(12)」を冠する。

十三 海上保安庁との連絡手段 冒頭に「(13)」を冠する。

3 第一項第三号に掲げる方法により通報を行う場合にあっては、前項の送信に引き続いて、冒頭に「(14)」を冠し、伝達者の氏名又は名称及び住所を送信するものとする。

(昭五一海保告二三・昭五二海保告二六・昭五二海保告八一・昭六〇海保告六五・昭六二海保告三九・平元海保告一四七・平五海保告四二・平六海保告七五・平一五海保告八五・平一六海保告一〇二・平一七海保告五九・平二二海保告一四八・一部改正)

(変更の際の通報の方法)

第三条 規則第十四条第一項又は第二項の規定による通報のうち通報した事項に関する変更に係るものは、日本語(日本語を用いることができない場合は、英語)を用いて次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

一 無線通信により、変更に係る航路ごとに別表第一に掲げる海上保安庁所属の海岸局をそれぞれ同表の聴守周波数の欄に掲げる周波数を使用して呼出し、これと連絡すること(VHF無線電話によることができる場合は、これによるものとし、この場合にあっては、当該航路に係る管制を担当する者への接続を依頼するものとする。)

二 電話により、変更に係る航路ごとに規則第十四条第四項各号に掲げる海上保安庁の事務所と連絡すること。

2 前項に規定する方法により通報を行うときは、「コウロヘンコウ」又は「ヘンコウ」(英語を用いて通報を行う場合にあっては、「AMENDMENT」)を前置し、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

一 変更に係る航路ごとに別表第三に掲げる通報の名あての略語及び航路の名称の略語 冒頭に「(1)」を冠する。

二 前条第二項第二号に掲げる事項 冒頭に「(2)」を冠する。

三 前条第二項各号(第二号を除く。)に掲げる事項のうち変更に係るもの 冒頭に前条第二項各号により当該事項の冒頭に冠することとされている記号を冠する。

(昭五一海保告二三・昭五二海保告二六・平元海保告一四七・平二二海保告一四八・
一部改正)

(特別な通報の方法)

第四条 規則第十四条第三項の規定による通報は、前二条に規定する方法又はこれに準ずる
方法により行うものとする。

(昭五一海保告二三・一部改正)

改正文 (昭和四九年四月五日海上保安庁告示第八〇号) 抄
昭和四十九年四月十一日から適用する。

改正文 (昭和五〇年七月一八日海上保安庁告示第一二七号) 抄
昭和五十年七月十九日から施行する。

改正文 (昭和五〇年一〇月一三日海上保安庁告示第一六六号) 抄
昭和五十年十月十三日から施行する。

改正文 (昭和五一年一月三〇日海上保安庁告示第二三号) 抄
昭和五十一年二月一日から施行する。

改正文 (昭和五二年二月一八日海上保安庁告示第二六号) 抄
昭和五十二年二月二十五日から施行する。

改正文 (昭和五二年七月一三日海上保安庁告示第八一号) 抄
昭和五十二年七月十五日から施行する。

改正文 (昭和五五年八月一九日海上保安庁告示第一二三号) 抄
昭和五十五年九月一日から施行する。

改正文 (昭和五九年五月二三日海上保安庁告示第一三〇号) 抄
昭和五十九年五月三十日から施行する。

改正文 (昭和六〇年三月二九日海上保安庁告示第六五号) 抄
昭和六十年四月一日から施行する。

改正文 (昭和六二年二月九日海上保安庁告示第一三号) 抄
昭和六十二年二月十日から施行する。

改正文 (昭和六二年五月二一日海上保安庁告示第三九号) 抄
昭和六十二年七月一日から施行する。

改正文 (平成元年九月一九日海上保安庁告示第一四七号) 抄
平成元年十月一日から施行する。

改正文 (平成五年四月一五日海上保安庁告示第四二号) 抄

平成五年七月一日から施行する。

改正文（平成五年一〇月二九日海上保安庁告示第一一六号）抄
平成五年十一月一日から施行する。

改正文（平成六年六月二四日海上保安庁告示第七五号）抄
平成六年六月二十四日から施行する。

改正文（平成九年九月二四日海上保安庁告示第一一七号）抄
平成九年十月一日から施行する。

改正文（平成一一年一月二九日海上保安庁告示第六号）抄
平成十一年二月一日から施行する。

改正文（平成一五年三月二四日海上保安庁告示第八五号）抄
平成十五年四月一日から施行する。

改正文（平成一五年四月一日海上保安庁告示第九〇号）抄
平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日海上保安庁告示第一〇二号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第二条、第四条及び第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

改正文（平成一七年二月一八日海上保安庁告示第五九号）抄
平成十七年三月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二一日海上保安庁告示第三三二号）
この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二一年六月一〇日海上保安庁告示第一七〇号）
この告示は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二二年五月三一日海上保安庁告示第一四八号）
(施行期日)

- 1 この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十二年国土交通省令第十四号。以下「改正省令」という。)の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。ただし、次項の規定は、改正省令附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日(平成二十二年六月一日)から施行する。

(経過措置)

- 2 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十九号)附則第二条の規定に基づき行う通報については、この告示の施行前においても、この告示による

改正後の巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の規定を適用する。

改正文（平成三〇年一月四日海上保安庁告示第三号）抄
平成三十年一月三十一日から施行する。

別表第一(第二条、第三条関係)

(平一一海保告六・全改、平一八海保告三三二・平二一海保告一七〇・一部改正)

海岸局の名称	識別信号	聴守周波数	通信周波数	担当する航路の名称
横浜	JGC よこはまほあん (YOKOHAMA COAST GUARD RADIO) 〇〇四三―〇三 〇―	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz	浦賀水道航路、 中ノ瀬航路
東京マース	とうきょうマース	一五六・八MHz 一五六・六五MHz	一五六・六MHz 一五六・六五MHz 一五六・七MHz 一六一・七MHz 一五六・四七五MHz	
名古屋	JNT なごやほあん (NAGOYA COAST GUARD RADIO) 〇〇四三―〇四 〇―	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz	伊良湖水道航路
神戸	JGD こうべほあん	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz	明石海峡航路、 備讃瀬戸東航

	(KOBE COAST GUARD RADIO) 〇〇四三―一〇五 〇―		二、一五〇kHz	路、宇高東航路、 宇高西航路、備 讃瀬戸北航路、 備讃瀬戸南航 路、水島航路、 来島海峡航路
広島	JNE ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO) 〇〇四三―一〇六 〇―	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz	

注

- 1 海岸局のうち、横浜、名古屋、神戸及び広島を呼出す場合であって、一五六・八MHzが遭難通信に使用されているときは、一五六・六MHzを聴守周波数とする。
- 2 ()内の英語の呼出名称の使用は、外国の船舶の船舶局と海上保安庁所属の海岸局との間で通信を行う場合に限る。
- 3 二、一五〇kHzは、デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の通信周波数とする。

別表第二(第二条関係)

(平一―海保告六・全改、平一八海保告三三二・平二―海保告一七〇・一部改正)

海岸局の名称	識別信号	聴守周波数	通信周波数
小樽	JNL ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO) 〇〇四三―一〇―一	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz
塩釜	JNN しおがまほあん (SHIOGAMA COAST	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz

	GUARD RADIO) 〇〇四三一〇二〇一		
門司	JNR もじほあん (MOJI COAST GUARD RADIO) 〇〇四三一〇七〇一	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz
鹿児島	JNJ かごしまほあん (KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO) 〇〇四三一〇〇〇一	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz
那覇	JNB おきなわほあん (OKINAWA COAST GUARD RADIO) 〇〇四三一〇〇〇一	一五六・八MHz 二、一八九・五kHz	一五六・六MHz 二、一七七kHz 二、一五〇kHz

注

- 1 一五六・八MHzが遭難通信に使用されているときは、一五六・六MHzを聴守周波数とする。
- 2 ()内の英語の呼出名称の使用は、外国の船舶の船舶局と海上保安庁所属の海岸局との間で通信を行う場合に限る。
- 3 二、一五〇kHzは、デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の通信周波数とする。

別表第三(第二条、第三条関係)

(昭五〇海保告一六六・一部改正、昭五二海保告二六・旧別表第四繰下・一部改正、昭六二海保告三九・一部改正、平元海保告一四七・旧別表第五繰上、平五海保告四二・平九海保告一一七・平一五海保告九〇・一部改正)

航路の名称	航路の名称の略語	名あて	名あての略語
浦賀水道航路	ウラガ (URAGA)	東京湾海上交通セ ンター所長	トウキョウワン (TOKYOWAN)

中ノ瀬航路	ナカノセ (NAKANOSE)	東京湾海上交通セ ンター所長	トウキヨウワン (TOKYOWAN)
伊良湖水道航路	イラゴ (IRAGO)	伊勢湾海上交通セ ンター所長	イセワン (ISEWAN)
明石海峡航路	アカシ (AKASI)	大阪湾海上交通セ ンター所長	オオサカワン (OSAKAWAN)
備讃瀬戸東航路	ビスンヒガシ (BISAN EAST)	備讃瀬戸海上交通 センター所長	ビスンセト (BISANSETO)
宇高東航路	ウコウヒガシ (UKO EAST)	備讃瀬戸海上交通 センター所長	ビスンセト (BISANSETO)
宇高西航路	ウコウニシ (UKO WEST)	備讃瀬戸海上交通 センター所長	ビスンセト (BISANSETO)
備讃瀬戸北航路	ビスンキタ (BISAN NORTH)	備讃瀬戸海上交通 センター所長	ビスンセト (BISANSETO)
備讃瀬戸南航路	ビスンミナミ (BISAN SOUTH)	備讃瀬戸海上交通 センター所長	ビスンセト (BISANSETO)
水島航路	ミズシマ (MIZUSIMA)	備讃瀬戸海上交通 センター所長	ビスンセト (BISANSETO)
来島海峡航路	クルシマ (KURUSIMA)	来島海峡海上交通 センター所長	クルシマ (KURUSIMA)

注 ()内の略語は、英語を用いた通報に使用することとする。

別記様式 略